

〔釈義ノート〕

儀式規定における『繰り返し』

木内 伸嘉

一般に、儀式を規定するレビ記の最初の数章は、現代人にはなじみが薄いテキストであろう。儀式規定というだけでもなじみが薄いのが、さらに、理由が明瞭ではない「繰り返し」には、読む者を遠ざけるものがある。旧約批評学においても、前世紀以来、祭司的な資料（ ）に属するとされるレビ記の法律的な部分の文体は、systematicあるいはstylisticの評価を受けてきた。¹⁾

しかし、その後、いくつかの研究において、祭司的な文体の修辞学的側面が浮き彫りに出されてきている。²⁾以下において、これまでレビ記の文体が受けてきた評価は、必ずしも十分なものではなく、詳細に見るとき、文体的な特徴をもってメッセージを語っていることをレビ記四章を例に提示したいと思う。それは、外でもなく、

「」の章が単なる prescriptive text ではないことを意味する。

レビ記四章は、四章一節～五章一三節までの、いわゆる「罪のためのいけにえ」の儀式を扱うテキストの一部を構成している。³⁾「知らずに犯した罪」に対し、その儀式は、犯した人の立場によって基本的に四通りの儀式が定められている。四通りの立場とは、油注がれた祭司(三節)、全会衆(一三節)、指導者(二二節)、イスラエルの一般人(二七節)を言う。⁴⁾それぞれの儀式を以下に、第一の儀式、第二の儀式、第三の儀式、第四の儀式と呼ぶこととする。

儀式は、ほぼ前二者とつし、また、後二者とつしが同じであり、前二者と後二者は、儀式の場所、血の取り扱い、そして、いけにえの動物において大きく異なる。

まず、儀式の場所についてであるが、前二者においては、血が聖所の中にまで運ばれ、その後、「全焼のいけにえの祭壇」に注がれるが、後二者は、聖所には運ばれず、「全焼のいけにえの祭壇」とのかかりで終始する。

また、血の取り扱いに関しては、前二者においては、聖所にもって行かれ、垂れ幕に七度ふりかけられ、香の祭壇に塗られ、その後、「全焼のいけにえの祭壇」に注がれる。それに対し、後二者においては、「全焼のいけにえの祭壇」の角に塗られ、その後、祭壇の土台に注がれる。

レビ記六章二五～三〇節(邦語訳)は、その二つの型の違いについて規定している。その原理が何であるかは明示されていない。ただ、四章における四通りの異なった立場にそった儀式からすれば、神の前での責任が重ければ重いほど、聖所の内側に血がもっていかれる、ということとは漠然と想定されるであろう。

「その他、前二者と後二者の儀式上の違いには、いけにえの動物が挙げられる。前二者においては、「若い(雄牛

(四、一四節)、後二者においては、「雄やぎ(二三節)」「雌やぎ(二八節)もしくは「雌羊(三三節)」である。四通りの儀式を子細にみれば、すべて微妙に異なるが、前二者の違いは歴然としている。レビ記においては、雄が雌よりも高価であり、また、雄牛がやぎや羊よりも高価であることからすれば、このことも、神の前での責任の違いに対応するものと思われる。

また、この章を一瞥しただけでも、四とりの儀式についての規定は、その長さという点でアンバランスである。第一の儀式が一節、第二の儀式が九節、第三の儀式が五節、第四の儀式が四～五節となっている。第一と第二の儀式が第三と第四の儀式よりも複雑であることは明らかであるが、儀式規定の長短には、単に、儀式の複雑さだけがかわっているのではない面もあるように思われる。

以上のような、前二者と後二者の儀式上の相違をふまえ、その四種類の儀式間にある、類似した指示が、「どのように提示されているかを見ていきたい。特に、同じ事柄の繰り返しと思われるテキストが、果たして、「単なる」同じことの繰り返しなのかどうかを、以下に、四つの例を通して考察したいと思つ。

一、油注がれた祭司は、赦されるのか

第一の儀式においては、油注がれた祭司の罪が「贖われる」(kipper)とは言われていない、また、「赦される」(nistan)とも言われていない。この事実は、後の三通りの儀式において、罪が「贖われる」とも、「赦される」とも言われていることからすれば、意外である(二〇、二六、三一、三五節と比較)。油注がれた祭司が罪を犯した場合には欠落している事実を、本文上偶然欠落したと見るのか、あるいは、意図的に省かれていると見るのか、解釈の分

かれるところである。M・ノートは、贖いと赦しへの言及が第一の儀式の終わりにもあったのであるが、「偶然」消えた、と注解している。しかし、中世ユダヤ教注解者アバルバネルは、二〇節の *Yeleen, Ialeen* が、全会衆のみならず、第一の儀式の油注がれた祭司をも指すものと解していた。彼は、第二の儀式において、贖いと赦しの宣告が儀式の最後（二二節）ではなく、その直前に述べられていることを更なる根拠としている。⁵⁾ しかしながら、三人称複数形は、会衆を指しているものであって、それが、第一の儀式における大祭司を含むというのは無理な解釈ではなからうか。

実は、このことの解釈と並行して、第一と第二の儀式が果たして別々のものか、という問いが発せられ、これら（二一―二二節）が単一のケースを構成しているという見方も提案されている。この背後には、油注がれた祭司がいかにして罪を犯しうるか、あるいは、全会衆がいかにして罪を犯しうるか、との具体的な状況を想定する中で、アバルバネルの解釈を受け入れることが好都合と見る見方があるように思われる。しかし、その具体的な状況が明瞭ではないことは、以下に見る礼拝者の罪に関する意識が、第一の場合には明瞭ではないからであって、その問題とのかわりもある。筆者としては、やはり、第一の儀式と第二の儀式は、別々の儀式であると思う。そして、油注がれた祭司の罪が贖われ、彼が赦される、という言葉が無いことに対しては、別の理由があるのではないかと思う。

油注がれた祭司が罪を犯した場合には、罪を犯した自分が自分自身を「贖つ」ことになるであろう。それに対し、全会衆が犯した場合には、油注がれた祭司にもその責任の一端があるにせよ、自分自身の罪とは性格を異にすると考えられる。おそらく、このような事情が、赦しの宣告の意図的な「省略」となったのではないだろうか。⁶⁾ 事実上は、油注がれた祭司にも赦しは与えられたのであろう。しかし、それを明示しないことにより、事態の厳しさ、もしくは、責任の重大さを読者に訴えているのではなからうか。

二、罪意識について

いけにえを携える際の条件文は、少し観察すれば、かなり異なって提示されていることが分かる（二一三、二一四、二二一―二二三、二七―二八節）。この箇所の理解のために、まず、条件節に登場するヘブル語の *yasem* に言及する必要がある。この語を新改訳聖書は、「罪に定められる」と、新共同訳は、「責めを負つ」と訳している。幾分ニュアンスは異なるが、共に法的なニュアンスを伴う表現である。しかし、新改訳においては、誰が罪に定めるのであるか。それ以上に、もし、この訳が正しいとすれば、どのようにして自分が罪に定められたことを知り、いけにえを携えるのであるか。新共同訳においても同じ様な疑問が生じる。それゆえ、J・ミルグロムは、*teal guilt* という訳語を提案し、筆者は、*realize guilt* という訳語を提案してきた。⁷⁾ 正確な訳に関する議論を別にして、やはり、二二節での *yasem* には、礼拝者が自分の良心に呵責を覚えるという状況が含まれているのではなからうか。

しかし、二二節の *yasem* が「良心の呵責を覚える」というような意味とした場合でも、四つの儀式において、その条件節は、みな異なった提示のされ方をしている。油注がれた祭司の場合には、*yasem* が登場せず、その代わりに「民に罪過をもたらしすなら」という形で同じ語根からくる名詞形の *yasame* が用いられている。そこでは、油注がれた祭司自身が自己の罪を認識するかどうかか条件として明示されてはいない。むしろ、油注がれた祭司が個人的に罪意識をもつかどうかにかかわらず、その罪の咎が民に及んだ場合が仮定されている。しかし、この場合、油注がれた祭司は罪意識をもたないのであるか。油注がれた祭司の罪意識については明記されてはいないが、自分で犯した罪の贖いの儀式を自分で行うのであれば、当然、罪意識が前提とされていると考えられる。

これに対し、全会衆が罪を犯した場合においては、その条件節の最後は、一三節最後から一四節にかけて次のよう

に記されたこと。

w⁵āšēmū w⁵nōd⁵āh hahatāt

「罪が」知られる」ことが二者択一として提示されているのである。w⁵nōd⁵āh の w⁵、āh、nōd は「この意味であるか、それとも」「そして」という意味である。w⁵、āh、nōd だけで、すでに罪が意識に上ることを含むので、順接とすれば、意味上の重なりが起り、罪が何であるかが知られる。しかもつきり知られることが強調されることになる。これに対して、「あるいは」という意味にとれば、意味の重なりは無くなるが、いけにえを献げる際に、罪意識がなくても献げるといふことなのである。この問いに答える前に、第三および第四の儀式規定の場合を見ておきたい。二二節から二三節は

w⁵āšēm yō hōda⁵ ʔēlāw hatātāō

となっている。二七節―二八節もまったく同様である。ここでは、いけにえを献げるに先立つ礼拝者の状況が、ひとつは、自分で「良心の呵責を覚えた」場合、もうひとつは、誰かがその礼拝者にその罪を知らせた場合とである。一四節との調和をはかることとしたのか、七十人訳では、一四節冒頭が kai ywōdθī avrōp ī āmuapīa となっている。二八節においても同様である。新共同訳でも、w⁵、yō の区別はないものとして訳されている。

「罪を悔いる」一四節においては、nōd⁵āh であったものが、「罪を悔いる」二二節と二八節では、hōda⁵ となっていることである。前者においては、自分の意識の中で罪を意識する場合、後者においては、他者から罪を指摘される場合を意味している。後者の、他者から罪を指摘される場合、礼拝者自身は、罪を悔いることが無かったのか、それとも、その意識がなくてもあっても、罪を知らされたら「罪のためのいけにえ」を献げなければならない、ということなのである。おそらく、ここでは、自分で良心の呵責に苦しむ場合、あるいは、人から罪を指摘される場合、といふことで、罪についての知識が自分自身か、人からかといふ二者択一が語られているのであって、他者から知らされた場合には、罪を悔いることは必要がないといふことではなからう。

一四節と二三節を比較して言えることは、やはり「罪を悔いる」w⁵、yō とを、また、yōd niph'al u yōd hoph'al u を区別しているといふことではないだろう。一三節―一四節では、良心の呵責に加え罪がつきりと知られることが強調されているのに対し、二三節、二四節では、自分で良心の呵責に苦しむといふことと、他者から罪を指摘されるといふ対比が語られていると見ることが出来る。

以上の四つのケースの比較から言えることは、いけにえを献げる際の条件に関し、礼拝者の立場によって formulation が異なるということである。いずれの場合も、罪を知らされるだけでなく、罪の悔いが前提とされていると言えるのではなからうか。しかし、三通りの表現上の違いは、どうして生じたのか、それが問題である。一面では、それぞれの表現が、礼拝者の立場と密接な関連をもっていると言える。大祭司の場合は、その罪の結果が民に及ぶという原理が前提とされている。また、全会衆が罪を犯している場合には、第三、第四の場合のように、他者から罪を指摘されるといふケースはあり得ない。しかし、他方では、表面上、罪の意識に関し、その条件が、第一から第四にむけて次第に軽減されていると見ることができよう。これらを総合すれば、罪意識に関しての異なる表現は、神の前における四つの立場の責任の重さに起因している、と想定される。

第四の儀式において re^h ni^hô^h q^h (「なだめの香り」)、三三節)と yis^heh YHWH (「主の火にさるさくげも」)、三五節)が登場している。しかし、「この」なだめの香り」も「主の火にさるさくげも」(新改訳)も、第二、第三の儀式には明示されていない。しかし、明示されていないから、存在しないというところなのである。当然、脂肪が燃えるのだから、明示されなくても存在したことは明らかである。ではなぜ、明示されなかったのであるのか。なぜ、第四の儀式にだけ明示されているのであるのか。⁹⁾

「なだめの香り」とは、全焼のいけにえ、穀物の献げ物、和解のいけにえの儀式において、最後に主の前に立ち上るものであり(レビ記一章九節、一三節、一七節、など)、血の儀式が最初に来ているのに対し、最後に来ているという点で、主なる神の喜びと最もかわるものと言っている。⁹⁾ ただ、神の喜びとかわるならば、なぜ、神の怒りを示唆する「なだめ」なのかという疑問は当然かもしれない。新共同訳では、「主を宥める香り」と訳されている。神の怒りの主要な部分が血流することによって解決されるといふ理解に立つならば、re^h ni^hô^h q^hには、もう少し、深刻さを表現しない訳語が充てられるべきかもしれない。¹⁰⁾

一つの考え方として次のように考え得る。すなわち、この re^h ni^hô^h q^hがレビ記四章の最初の三通りの儀式には登場しないという事実は、それら三通りの儀式が、第四の場合よりは、罪の結果がより深刻なものと考えられているからではないだろうか。

四、肉の処理について

第一、第二の儀式においては、残った肉が宿営の外で焼かれる(一一、一二節)。それに対し、第三、第四の儀式においては、肉の処理について記されていない。この肉の処理が記されるかどうかによって、前二者の儀式と後二者の儀式規定の長さが異なっていることは明白である。

それにしても、なぜ、後二者の場合には記されていないのであろうか。いけにえの肉に関しては、レビ記六章一七、一三節に規定されている。血が聖所にもって行かれる場合には焼かれるのに対し、血が「全焼のいけにえの祭壇」で処理される場合には、その肉は役得として祭司に与えられると規定されている。

一つの可能性として、前二者における「宿営の外で焼く」という行為が儀式の一部であるのに対し、後二者においては、祭司が肉を食べることが儀式の一部とは考えられていないという理由が考えられる。別の文脈であるが、レビ記九章においても、「罪のためのいけにえ」の肉が宿営の外で焼かれる行為は記されているのに対し(一一節)、祭司が食べる肉については記されていない(一五節)。

儀式の一部であるか否かということには、儀式の目的である「贖い」の一部か否かという点とかわりがあるのではないか。「贖つ」(新改訳)と訳されている kipp^{er}とのかかわりがあるところ(二)と(三)もする。¹¹⁾ ただ、このように見る上でも、ひとつの疑問が生じる。先にも言及したが、第二の儀式においては、kipperに言及する二〇節の後に肉を焼く儀式を述べる二二節が来ているという点である。

たとえば、宿営の外で焼く行為自体は、kipperの一部ではないが、何らかの別の意味で儀式の一部である、この結論をだすべきかどうかである。その行為の象徴的な意味が何であるかにも依る。今後の検討課題である。

